

広島県告示第二百六十九号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）第百条第一項の規定に基づき知事が指定する児童自立支援専門員養成所及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第十四号）第七条第一号の規定に基づき知事が指定する児童自立支援専門員を養成する施設を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地
国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所	埼玉県さいたま市緑区大字大門一〇三〇番地